

ひとり親家庭等の支援の 基本方針と施策の展開

基本方針と施策の展開

(1) ひとり親家庭等への相談体制の充実と養育費の確保に向けた支援

①情報提供・相談支援の充実

ひとり親家庭等が、必要とする制度やサービスを円滑に利用できるための情報提供を充実します。また、子育てや健康、就業に関することなど、ひとり親家庭等の多様な不安や悩み、相談に対応するため、相談支援体制のさらなる充実を図ります。

さらに、ひとり親家庭等の福祉、自立支援を目的とした団体等への活動支援や連携等、地域と一体となった支援体制を強化します。大阪府やハローワーク等の関係機関等に適切につなぐ相談機能の拡充や、各種の専門家による相談事業の推進に努めます。

NO	個別施策（細目）	取組内容
1	情報提供の充実	ひとり親家庭等が、支援制度やサービス等を必要な時に利用できるよう、広報紙やパンフレット、ホームページなどを活用し、各種制度・サービス、相談窓口等の周知を行います。 また、児童扶養手当やひとり親家庭医療証の更新時等のさまざまな機会を活用することなどにより、事業の周知や制度等の利用促進に努めます。
2	母子・父子自立支援員による相談事業の推進	ひとり親家庭等となる前に、関係機関、団体等と連携し、悩みや不安などの相談にきめ細かに対応するとともに、離婚等によりひとり親家庭等になった後の生活設計についての助言など、各種支援制度及びサービス等に関する情報提供や利用にあたっての支援・調整を行います。 また、大阪府やハローワーク等関係機関・団体等と連携するとともに、母子・父子自立支援員が就労支援や養育費等の相談にきめ細かに対応するため、事例や対応方法等の研修に参加し、スキルアップを図ります。
3	各種相談事業の推進	家家庭児童相談をはじめ、行政各部門や関係機関・団体で実施する相談事業の周知を図るとともに、連携強化に努めます。
4	身近な地域での見守り・支援の推進	ひとり親家庭等の相談支援の充実を図るため、身近な地域の相談窓口となる民生委員・児童委員や主任児童委員、社会福祉協議会の校区福祉委員会、門真市母子寡婦福祉会等の活動等との連携強化に努めます。

基本方針と施策の展開

(1) ひとり親家庭等への相談体制の充実と養育費の確保に向けた支援

②養育費の確保及び面会交流に向けた支援

子どもの健やかな成長に向け、ひとり親家庭等にとっての養育費の必要性を周知・啓発するとともに、養育費の取り決めや継続的な履行確保に向けた相談や支援を行います。また、子どもと離れて暮らす親との面会交流の取り決めや手続き等について、支援員への相談を実施し適切な助言を行います。

NO	個別施策（細目）	取組内容
1	養育費に関する広報・啓発活動の推進	ひとり親家庭等及び離婚を考える親が養育費に関する理解を深め、適切な対応が行えるよう、国の養育費相談支援センター等と連携し、養育費に関する情報提供を行います。ともに、養育費を確保することの大切さを説明していきます。
2	養育費の確保に向けた相談支援	母子・父子自立支援員が対応する相談において、離婚に際して養育費の確保を行うための取り決めや離婚後の履行確保に関する情報提供など、適切な相談支援に努めます。また、そのために母子・父子自立支援員が研修等を通じて知識・技能の向上に努めることで、相談機能の強化を図ります。 養育費の取り決めやその履行確保など、法律に関する問題については、弁護士による無料法律相談を実施します。また、婚姻関係の維持または解消、婚姻解消後の子どもの監護に関する紛争については、民間調停を行う公益社団法人家庭問題情報センターの情報提供に努めます。
3	養育費の受け取りを支援する取組の実施	ひとり親家庭等が養育費の不払いにより生活に困窮することを防ぐため、大阪府及び関係機関と連携し、養育費の受け取りを支援する取組のあり方について検討した上で適切な実施に努めます。
4	面会交流に向けた相談支援	面会交流は子どもの成長にとって重要なものであることから、母子・父子自立支援員が実施する相談において、適切な助言や情報提供が行えるよう、相談機能の強化を図ります。

基本方針と施策の展開

(2) ひとり親家庭等における就労支援の充実

ひとり親家庭等が自立し安定した暮らしを送るための就労の促進に向け、関係機関・団体等との連携を図りながら、就労に関する相談支援や情報提供を行います。
また、職業訓練や給付による資格取得や能力開発にあたっての支援をはじめ、学びなおしの支援、就労機会創出のための支援など、関係機関や企業・事業所との連携・協力を強化しつつ就労支援体制を拡充します。

NO	個別施策（細目）	取組内容
1	就労に向けた相談支援及び情報の提供	ひとり親家庭等の就労を促進するため、ハローワーク、大阪府のひとり親家庭等在宅就業支援センター、大阪府母子寡婦福祉連合会の母子家庭等就業・自立支援センター、守口門真商工会議所など関係機関・団体との連携に努め、求職や雇用に関する情報提供を図るとともに、相談者一人ひとりに対応したきめ細かな相談支援に努めます。 母子・父子自立支援員による相談支援を行うとともに、児童扶養手当受給者を対象に生活保護受給者等就労支援事業制度を活用し、きめ細かく継続的な就労・自立支援を行います。
2	就労・能力開発のための支援	ひとり親家庭等が就労に必要な知識や技能の習得を図るため、関係機関等と連携し、各種講座やセミナー等の周知啓発を行うとともに、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センター等が実施する職業訓練や講習会等について情報提供を行います。 また、資格取得や職業能力開発にあたって経済的支援を図るため、「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」、「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」、「ひとり親高卒程度認定試験合格支援給付金」の利用を促進するとともに、技能習得期間中における生活安定のため、母子及び寡婦福祉資金貸付金（生活資金）の無利子貸付について、情報提供と相談に努めます。
3	保護者の学び直しの支援	ひとり親家庭等の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていけるよう、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部や、高卒認定試験の受験費用の一部を支給する事業を実施します。
4	就労機会創出のための支援	企業説明会や面接会等を開催するにあたり、ハローワークや守口門真商工会議所、女性サポートステーションWESS、門真市企業人権推進連絡会など関係機関・団体と連携を図ります。また、ひとり親家庭等の親や子の就職の機会均等を保障するため、公正な選考採用が徹底されるよう、企業啓発を推進します。 母子家庭の母や寡婦が新たに事業を開始し自立できるよう、母子寡婦福祉資金貸付金制度の周知を図るとともに、適正な貸付業務を実施します。

基本方針と施策の展開

(3) ひとり親家庭等への経済的支援

ひとり親家庭等の経済的支援に関する各種制度の情報提供と利用促進を進め、生活の安定と自立を促すとともに、児童福祉の増進を図ります。生活困窮者自立支援制度など他の自立支援策と連携を図りつつ、手当の適正な給付や資金の貸付業務、医療費助成の推進を図ります。

NO	個別施策（細目）	取組内容
1	各種制度の周知と適正な利用促進	ひとり親家庭等の経済的支援に関する制度の周知に努めるとともに、自立に向けた準備期間中の支援であることの趣旨の徹底と適正な利用促進を図ります。
2	児童扶養手当の適正な給付	児童扶養手当制度に関する情報提供を行うとともに、適正な給付業務を実施します。また、必要に応じて、届出等の機会において母子・父子自立支援員との生活面等の相談を行います。
3	母子寡婦福祉資金の貸付	母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うとともに、適正な貸付業務を実施します。
4	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減と健康の保持増進を図るため、医療費の自己負担の一部を助成します。

基本方針と施策の展開

（４）ひとり親家庭等への生活支援

①生活や子育てに対する支援

ひとり親家庭等への様々な生活支援により、子育てや家事と就労の両立、子どもの健全な育成につなげます。生活全般において、子育て支援事業の優先的な提供、日常生活の支援、親子の健康づくりに向けた各種事業の実施、住まいの確保など、ひとり親家庭等のための支援体制の充実を促進します。

NO	個別施策（細目）	取組内容
1	子育て支援事業における優先的配慮	本計画に基づき、幼児期の教育・保育事業（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業）、地域子ども・子育て支援事業（時間外保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等）の提供体制の確保と充実に努めます。 ひとり親家庭等の親が就労や職業訓練等を十分に行うことができるよう、幼児期の教育・保育事業の利用にあたっての優先的配慮に努めます。
2	日常生活の支援	ひとり親家庭等の親が病気になったり、技能習得のための講習会の受講、就職活動等、一時的に生活援助や保育、子どもの預かりを必要とする場合に家庭生活支援員の派遣を行う母子家庭等日常生活支援事業について、大阪府と連携してヘルパーの確保を図るなど体制の充実に努めます。 また、18歳未満の子どもがいる母子家庭で、子どもの福祉の向上を図る必要があり、施設等の利用を希望する場合、子育てや生活の自立が図れるよう支援します。
3	健康づくり・食育の推進	関係機関との連携を強化し、健康診査、健康相談等の保健事業をきめ細かく実施していくとともに、各種健（検）診の重要性の周知・啓発、受診しやすい環境づくりを進めます。 また、栄養・食生活やこころの健康等に関する正しい知識・情報の周知・啓発など、「門真市健康増進計画・食育推進計画～健康かどま22～」に基づき、ひとり親家庭等の親子を含め、市民の健康づくり・食育の推進を図ります。
4	住まいの確保	ひとり親家庭等のうち住宅について困っている人の居住の安定確保を図るため、市営住宅の「子育て世帯」優先枠の中で支援を図るとともに、府営住宅の母子世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等を対象とした「福祉世帯向け」の特別枠について周知を図ります。 また、ひとり親家庭等の民間賃貸住宅への入居制約の解消に向け、家主や宅地建物取引業の事業者に対する啓発を行います。

基本方針と施策の展開

（４）ひとり親家庭等への生活支援

②子どもが健やかに育つ環境づくり

ひとり親家庭等の子どもたちの健やかな成長に向けた環境づくりを行います。世代を超えた貧困の連鎖が起こらないよう、教育の機会均等を図るとともに、就学支援や学習支援を推進しつつ、居場所づくりや子ども自身の将来を見据えた取り組みを図ります。

NO	個別施策（細目）	取組内容
1	子どもの就学支援	経済的な理由により就学が困難な子どもたちの就学を確保するため、就学援助事業を引き続き実施します。子どもたちの高校等への進学を支援するため、修学資金や就学支度資金（母子・父子・寡婦福祉資金）などの貸付制度に関する情報の提供、就学支援に関する相談等を行います。
2	学習支援の推進	全ての子どもたちが、自らの学びを自己調整する力を身につけるために、学校教育での「子ども主体の学び」と「探究的な学び」を進めるとともに、就学時に「門真市学びのススメ」を全保護者に配布し、本市の家庭学習における考え方や、家庭学習の必要性を周知していきます。 ひとり親家庭等の生活保護世帯で、希望する家庭に対して、子どもの健全育成と将来の生活の安定を図るため、教育経験者等専門員による子どもの生活指導や進路指導を行います。
3	子どもの居場所づくりの推進	放課後子ども教室や放課後児童クラブの開設を通じて、希望するすべての児童の放課後の安全で安心な居場所づくり、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。 親の経済状況や生活状況等により、生活習慣の中に学習を取り入れることが困難になった子どもたちに、公民協働等により学習の機会や生活の場等を提供し、支援することを検討します。
4	次代の親としての教育の推進	子どもたちが理想の大人像を描き、未来や地域に関心をもつ市民に育つために「門真市キャリア教育指針」を活用した門真市版キャリア教育を日々の教育活動の中で意識し、将来の自立に向けた基礎的・汎用的能力を学びの中で育てていきます。

基本方針と施策の展開

(5) ひとり親家庭等を支えるまちづくり

ひとり親家庭等は、ひとつの家族として尊重されるべき社会の構成形態であることを念頭に、就職差別や住居制約等といった人権侵害を受けないよう、子どものいる家庭として、あらゆる人権が尊重される社会の実現をめざした人権教育・啓発を推進します。事業者・企業への啓発、児童虐待の防止、地域ぐるみの子育て支援を促進します。

NO	個別施策（細目）	取組内容
1	人権教育・啓発の推進	ひとり親家庭等が、結婚や離婚、未婚に対する偏見や差別により人権侵害を受けることのないよう、人権教育及び啓発を進めます。 離婚の一因ともなるDVが人権侵害であることの認識を高めることができるよう、周知啓発を図るとともに、相談対応（人権相談、女性のための相談）の充実を図ります。
2	事業者に対する啓発の推進	ひとり親家庭等の雇用に関する人権問題への事業主や従業員の関心を高め、雇用の促進を図れるよう、関係機関や関係団体等と連携し、企業に対する公正な選考採用に関する啓発などの取組を進めます。
3	児童虐待の防止	子どもを虐待から守るため、関係機関や学校・保育所等、地域等が連携し、見守りや通報等、地域ぐるみの虐待防止に努めます。また、学校・保育所等の教職員等一人ひとりが平素から教育・保育活動や家庭訪問等を通して、児童や家庭へのかかわりを深め、虐待の未然防止、早期発見に努めます。
4	地域で支える子育て支援	ひとり親家庭等をはじめ、保護者が楽しく子育てできるよう、また子どもが安心してのびのび暮らせるよう、地域住民や団体、企業、商店、福祉施設等が地域ぐるみで子どもの育ちや子育てに積極的にかかわり、支援する地域づくりを進めます。 親子同士の交流をはじめ地域の高齢者などさまざまな人々とのふれあいを通して、生活の知恵や子育てに関する適切な知識が得られるよう、民生委員・児童委員、主任児童委員や社会福祉協議会、地域の諸団体、子育て応援施設等とともに、地域における子育て支援活動を促進します。